

◎農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律

(平成二九年六月二三日法律第七〇号)

一、提案理由 (平成二九年三月三〇日・参議院農林水産委員会)

○国務大臣 (山本有二君) 農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案につきまして、その提案の理由及び主要内容を御説明申し上げます。

日本農林規格制度につきましては、これまで農林物資の品質基準を内容とする規格を制定し、その普及を図ることによって、品質の改善のほか、取引における供給者の説明、証明や需要者の選択を容易にするなど、円滑な取引に寄与してきたところでございます。他方、海外市場におきましては、文化や商慣行が異なる者同士の円滑な取引にとって、規格・認証が重要な役割を果たしてきております。

現在、我が国が農林水産業、食品産業の輸出力強化に取り組む中、日本農林規格を戦略的に制定、活用すれば、海外になじみのない日本の産品や事業者の取組のすばらしさを分かりやすく訴求できるなど、その説明、証明や信頼の獲得が容易になり、輸出力強化に大きく寄与するとともに、日本農林規格を足掛かりとした国際規格化への道が開かれることも期待されるところでございます。

こうした観点から、昨年十一月改訂の農林水産業・地域の活力創造プランも踏まえ、日本農林規格制度を見直すこととし、この法律案を提出した次第でございます。

次に、この法律案の主要内容につきまして御説明を申し上げます。

まず、農林物資の規格化等に関する法律の一部改正であります。

第一に、日本農林規格の制定範囲の拡大でございます。

農林物資の品質基準を内容とする現行の日本農林規格に加え、新たに農林物資の取扱方法や試験方法についての基準を内容とする日本農林規格を制定することができることとしております。あわせて、産地や事業者による日本農林規格の制定の申出を促進するため、申し出ることができる原案の水準を緩和することとしております。

第二に、新たな農林規格に対応した適合性評価及びその表示の枠組みの整備でございます。

認証機関の認証対象を農林物資の取扱方法に拡大し、認証を受けた事業者は、その取扱方法が日本農林規格に適合することを示す適合の表示を広告等に付することができるよう措置するとともに、試験業者の登録制度を創設し、登録を受けた試験業者は、登録標章を付した証明書を交付することができるよう措置することとしております。あわせて、これらの表示、標章の保護に関する規定のほか、日本農林規格への適合性について事実に相違している不適正な表明に対する監督の規定を整備することとしております。

第三に、目的規定の整備及び題名の改正であります。

これらの見直しにより、日本農林規格の果たす機能が拡大することに対応し、目的規

定につきましても、農林物資に関する取引の円滑化、一般消費者の合理的な選択の機会に拡大並びに農林水産業及び関連産業の健全な発展を明確に位置付けるとともに、規格化の対象が農林物資の品質以外の事項にも拡大したことが明らかになるよう、題名を日本農林規格等に関する法律に改めることとしております。

次に、独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部改正であります。

日本農林規格を足掛かりとする国際規格の認証、試験の結果が国際的に通用するものとなるよう、独立行政法人農林水産消費安全技術センターが、認証機関や試験所を国際標準化機構の定める基準を満たしているものと認定を行うことができること等とし、その業務規定を整備することとしております。

以上が、この法律案の提案の理由及び主要な内容でございます。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

二、参議院農林水産委員長報告（平成二九年四月五日）

○渡辺猛之君 ただいま議題となりました法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過と結果を御報告申し上げます。

本法律案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格に農林物資の取扱方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講じようとするものであります。

委員会におきましては、JAS制度が果たしてきた役割、法改正の目的と輸出促進への効果、JAS規格の国際規格化に向けた展望等について質疑が行われましたが、その詳細は会議録によって御承知願います。

質疑を終局した後、自由民主党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会及び希望の会（自由・社民）を代表して徳永理事より、農林水産大臣が、事業者等から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかに検討を加えることとし、必要と認める場合には、自らが規格案を作成することを明確化することを内容とする修正案が提出されました。

次いで、討論に入りましたところ、日本共産党を代表して紙理事より原案及び修正案に反対する旨の意見が述べられました。

討論を終局し、順次採決の結果、修正案及び修正部分を除く原案はいずれも多数をもって可決され、本法律案は修正議決すべきものと決定いたしました。

以上、御報告申し上げます。

○委員会修正の提案理由（平成二九年四月四日）

○徳永エリ君 ただいま議題となっております農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案に対し、自由民主

党・こころ、民進党・新緑風会、公明党、日本維新の会及び希望の会（自由・社民）を代表して、修正の動議を提出いたします。

その内容は、お手元に配付されております案文のとおりであります。

これより、その趣旨について御説明申し上げます。

今回の改正は、日本農林規格の制定範囲を、現行の農林物資の品質基準から取扱方法や試験方法等に拡大することを主な内容としております。これらの規格の制定を促進するためには、現場において創意工夫に取り組む事業者等からの申出を規格制定に結び付けていく必要があります。

現行制度においても、事業者等から申出を受けて日本農林規格を制定することはできませんが、農産物に関して事業者等からの申出により規格が制定された例は、三十年来皆無となっております。これは、事業者等が申出の際に具する原案が、そのまま審議会に付議されるため、完成度の高さが要求されるなど、厳しい要件が課されていることも一因と考えられます。

こうした現状を踏まえ、本改正案におきましては、農林水産大臣は、日本農林規格の制定に係る申出を受けた場合に、制定すべきものと認めるときは、日本農林規格の案を審議会に付議することに改めることにより、申出の際に事業者等が作成する原案の水準を緩和することとしております。

しかしながら、同大臣が日本農林規格の案の作成主体であることは、本改正案では必ずしも明確になっておりません。

以上の観点から、本修正案におきましては、農林水産大臣は、都道府県又は利害関係人から日本農林規格の制定に係る申出を受けたときは、速やかにその申出について検討を加えなければならないものとするとともに、その申出に係る日本農林規格を制定すべきものと認める場合における日本農林規格の案の作成主体が農林水産大臣であることを明確化することとしております。

以上が、修正案の提案の理由及び内容であります。

何とぞ、委員各位の御賛同を賜りますようお願い申し上げます。

三、衆議院農林水産委員長報告（平成二九年六月一六日）

○北村茂男君 ただいま議題となりました両法律案につきまして、農林水産委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

まず、農林物資の規格化等に関する法律及び独立行政法人農林水産消費安全技術センター法の一部を改正する法律案は、我が国農林水産業の国際競争力の強化を図るため、日本農林規格、いわゆる J A S 規格に農林物資の取り扱い方法等についての基準を追加するとともに、独立行政法人農林水産消費安全技術センターの業務として認証機関の能力を評価する業務を追加する等の措置を講ずるものであります。

本案は、去る四月五日、参議院において修正議決の上、本院に送付され、六月十三日本委員会に付託をされました。

委員会におきましては、翌十四日、山本農林水産大臣から提案理由の説明を、また、参議院議員山田修路君から参議院における修正部分の趣旨説明をそれぞれ聴取し、昨十五日質疑を行いました。質疑終局後、討論を行い、採決いたしましたところ、本案は賛成多数をもって参議院送付案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

…………… (略) ……………

以上、御報告申し上げます。